

工事の総合評価落札方式における 価格評価点算定式の見直し(試行)について

令和 8年 9月



【注意事項】
・本資料の複製、転載、配布
することを禁止します。

1. 見直しに至る背景

背景① 第三次担い手3法の制定

令和6年、第三次担い手3法が制定されました。

※担い手3法とは「建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律」です。

これに伴い、令和7年12月より

「著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止」

「原価割れ契約の禁止を受注者にも導入」

などが定められております。

このため、入札にあたり、下請取引も含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保し、労働者に支払う賃金の原資は競争の対象としないことが求められております。



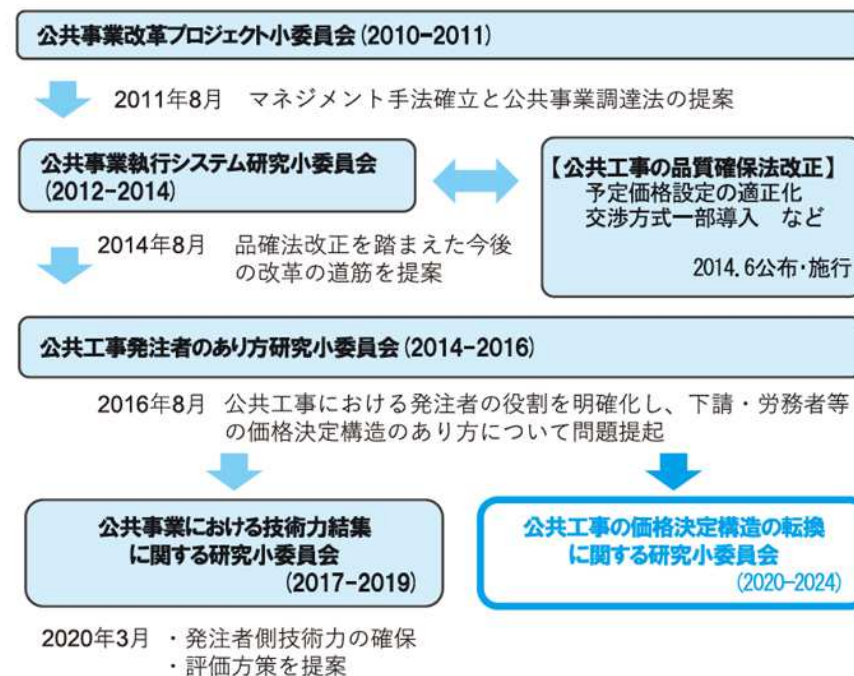
1. 見直しに至る背景

背景② 土木学会での提案

土木学会建設マネジメント委員会では、令和2年度に「**公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会**」を設置し、『**予定価格制度と価格決定構造の見直し**』について検討されております。

✓ 報告書では、
下請価格、労務賃金等が適切に支払われる（労働条件等を確保・向上させるために必要な費用を払う）ことを前提とし、**実際の下請価格・労務費等を積み上げて入札金額が決まる（下流から上流へ価格が決まる）価格決定構造への転換方策を検討する必要がある**とされています。

市場原理に基づく健全な競争環境の醸成が必要

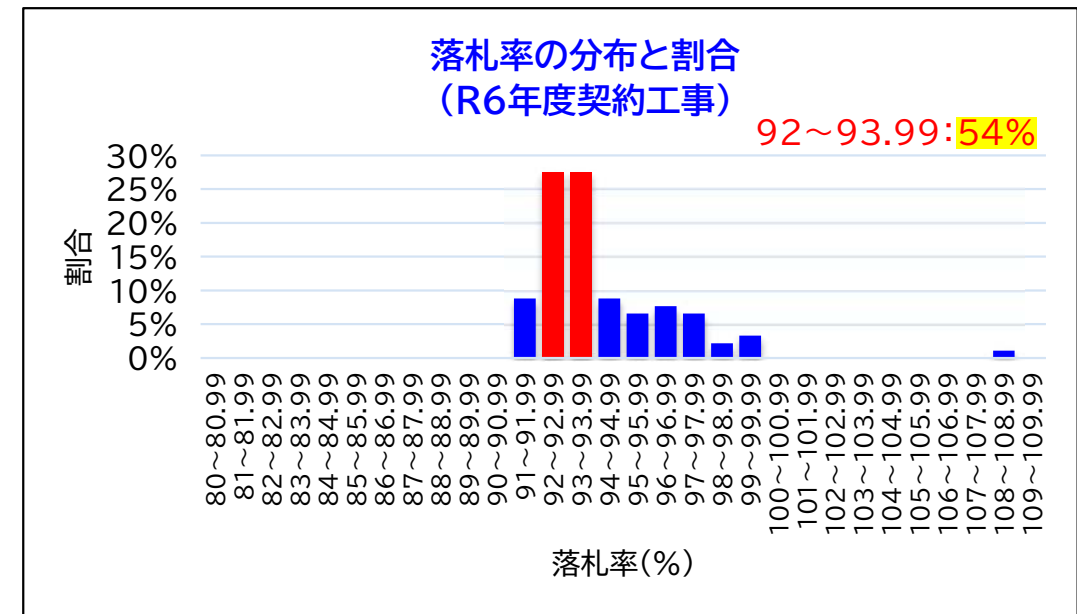
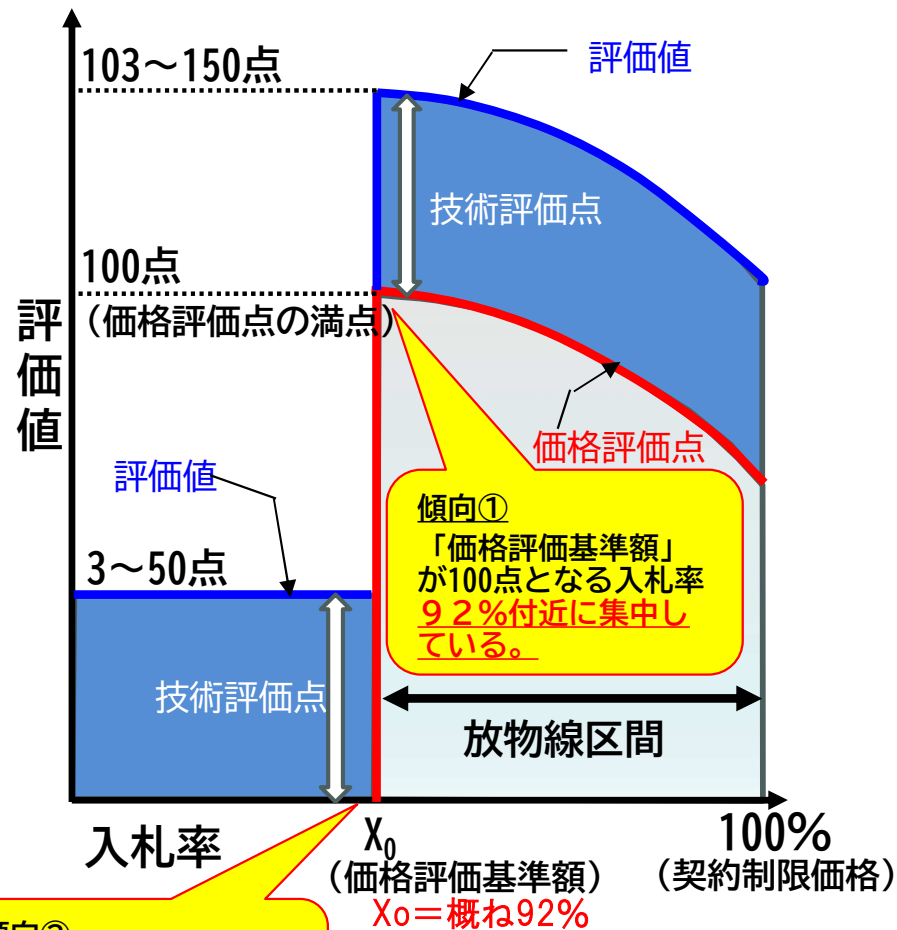


図－1 土木学会における検討経緯

1. 見直しに至る背景

背景③ ネクスコ西日本における現状

当社の総合評価落札方式の価格評価点の傾向は、以下のとおりです。



令和6年度の入札（91件）の結果をみても
価格評価基準額(X0)付近での入札傾向となっている。

1. 見直しに至る背景



背景④ ネクスコ西日本における多様な契約制度

工事の不調発生率は、H25年度をピークに34.7%まで上昇しておりました。不調対策として、H25年度より「協議合意方式の導入」、H29年度より「入札前価格見積方式の導入」等の対応を行い、工事案件毎の市場価格(見積価格の平均値、元下取引価格等)を発注者の積算に反映して参りました。したがって、当社には、見積価格の平均値を積算価格として取扱うノウハウを蓄積し保持しています。



2. 価格評価点算定式の見直し

◆入札参加者の入札価格の決定方法について

■現状

「参加者の実行予算・積上価格」と「発注者積算価格」を加味して入札価格を決定
→ 価格評価点算定において、発注者積算（価格評価基準額（X0））を強く反映

■見直し方針

入札者の下請への確実な支払いを実現すべく、市場原理に基づく適切な入札価格による健全な競争環境の醸成を目指します。

➡ 入札参加者の入札価格（平均価格）が、市場原理に基づく価格であるとの思想のもと、当社の価格評価点算定式に反映します。

■見直し後

「参加者の実行予算・積上価格」と「発注者積算価格」加味し、価格評価基準額（X0）に拘らず、入札価格を決定

→ 価格評価点算定において、発注者積算（価格評価基準額（X0））ではなく、市場原理（入札者の平均価格）を反映

◆発注者として求めるもの

■現状

- ✓ 一定の品質を担保
- ✓ 安価な調達
- ✓ ダンピングの排除

■更なる促進

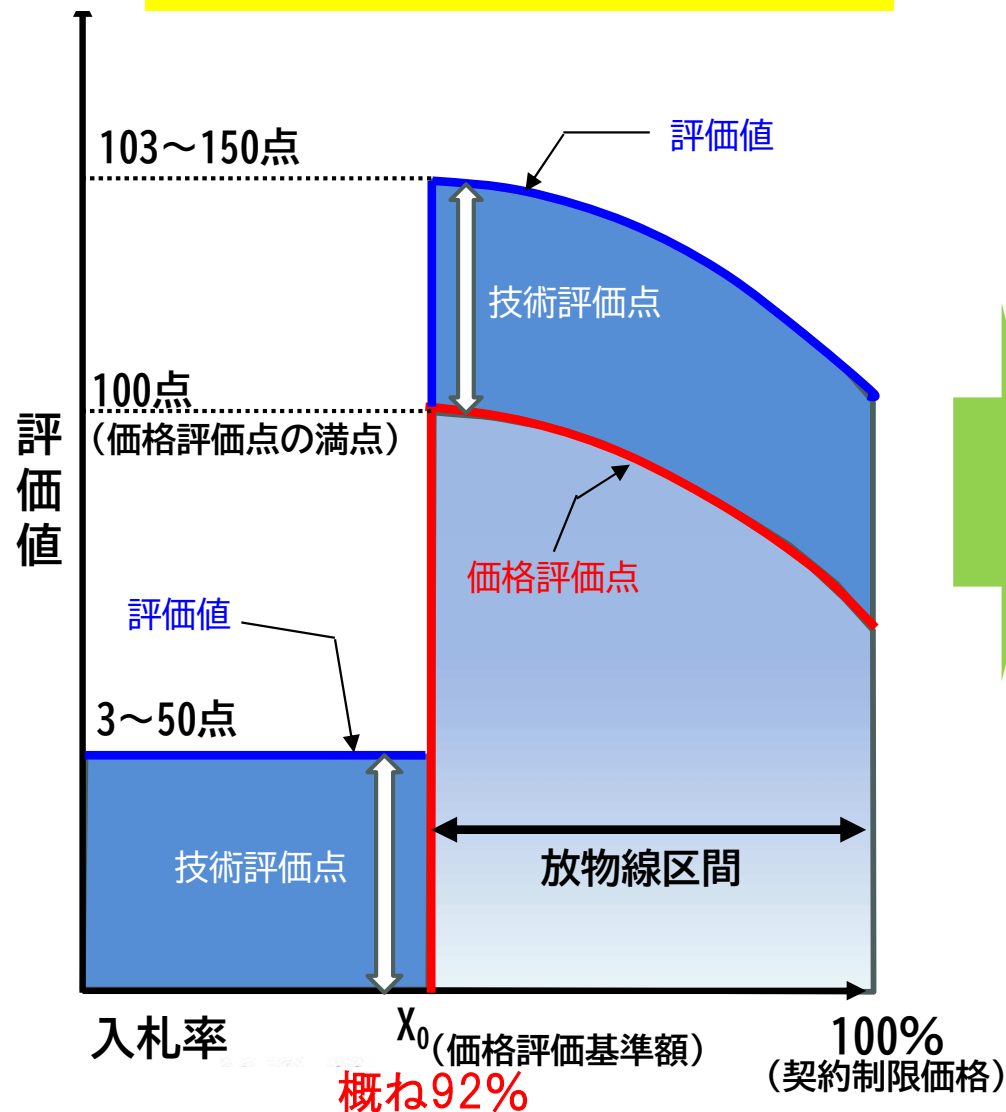
- ✓ 下請への確実な支払、担い手3法順守



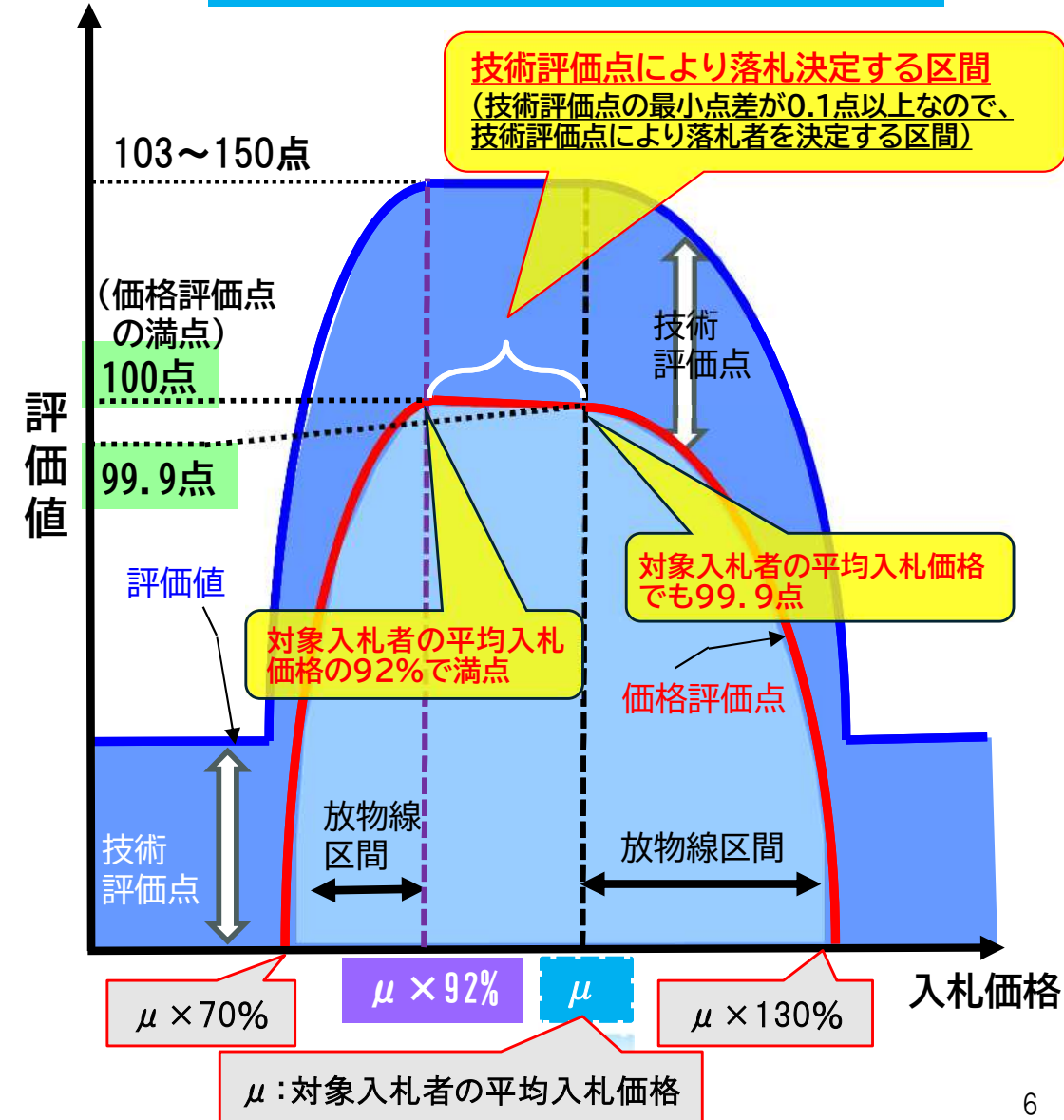
2. 価格評価点算定式の見直し

評価手法において、発注者積算から入札者積算(必要額積上げ)へ転換

現行 NEXCO積算（官積算）にて評価

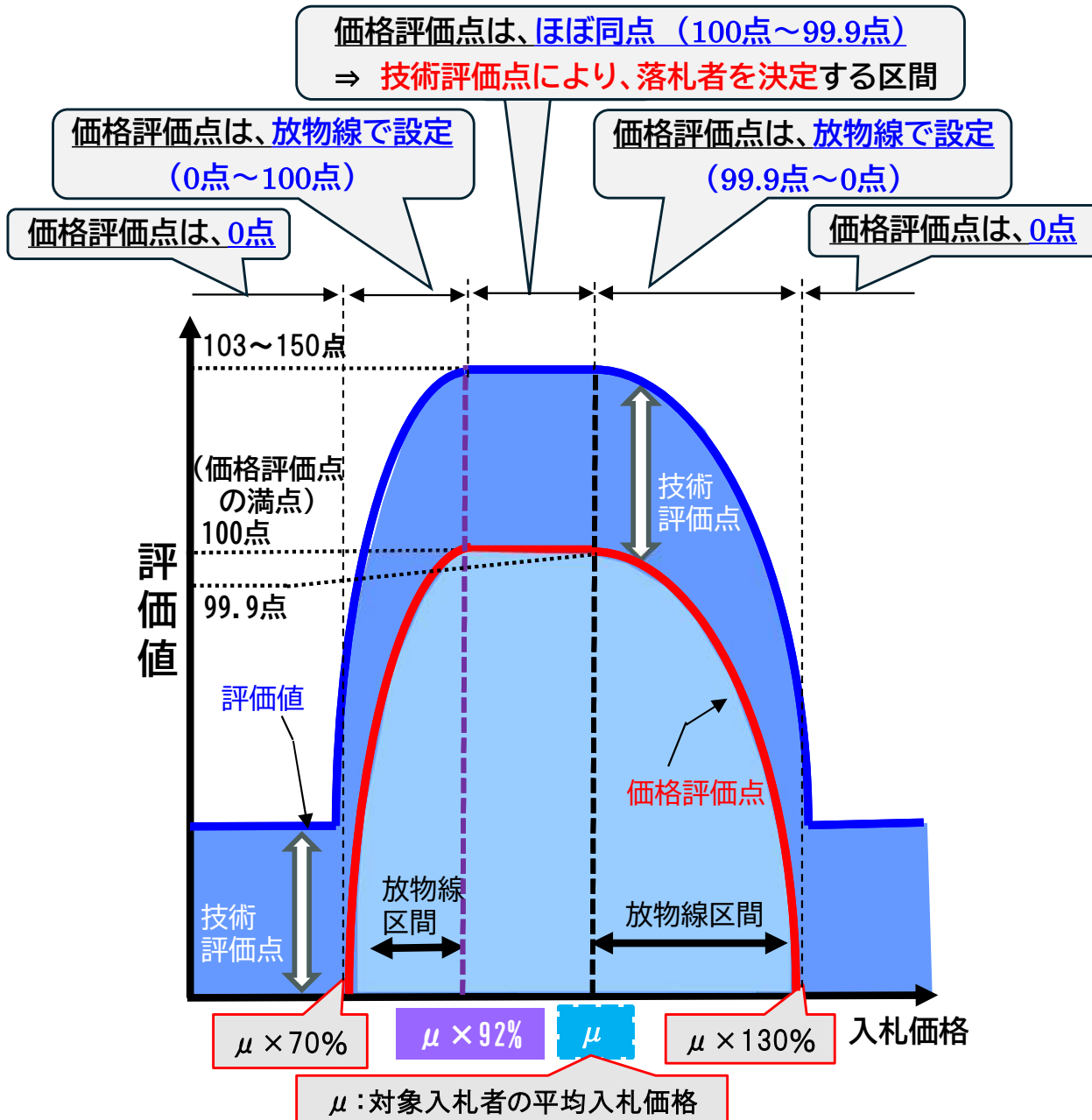


見直し 入札者積算(元下積上げ)を評価



2. 価格評価点算定式の見直し

◆新たな価格評価点の計算式



【各区間の価格評価点の算定式】

・入札額(X_n) < $0.7 \times \mu$ の場合

$$\text{評価点} = 0$$

・ $0.7 \times \mu \leq \text{入札額}(X_n) < 0.92 \times \mu$ の場合

$$\text{評価点} = -\frac{250,000}{121\mu^2} (X_n - 0.92\mu)^2 + 100$$

・ $0.92 \times \mu \leq \text{入札額}(X_n) \leq \mu$ の場合

$$\text{評価点} = -\frac{5}{4\mu} X_n + 101.15$$

・ $\mu < \text{入札額}(X_n) \leq 1.3 \times \mu$ の場合

$$\text{評価点} = -\frac{1,110}{\mu^2} (X_n - \mu)^2 + 99.9$$

・ $1.3 \times \mu < \text{入札額}(X_n)$ の場合

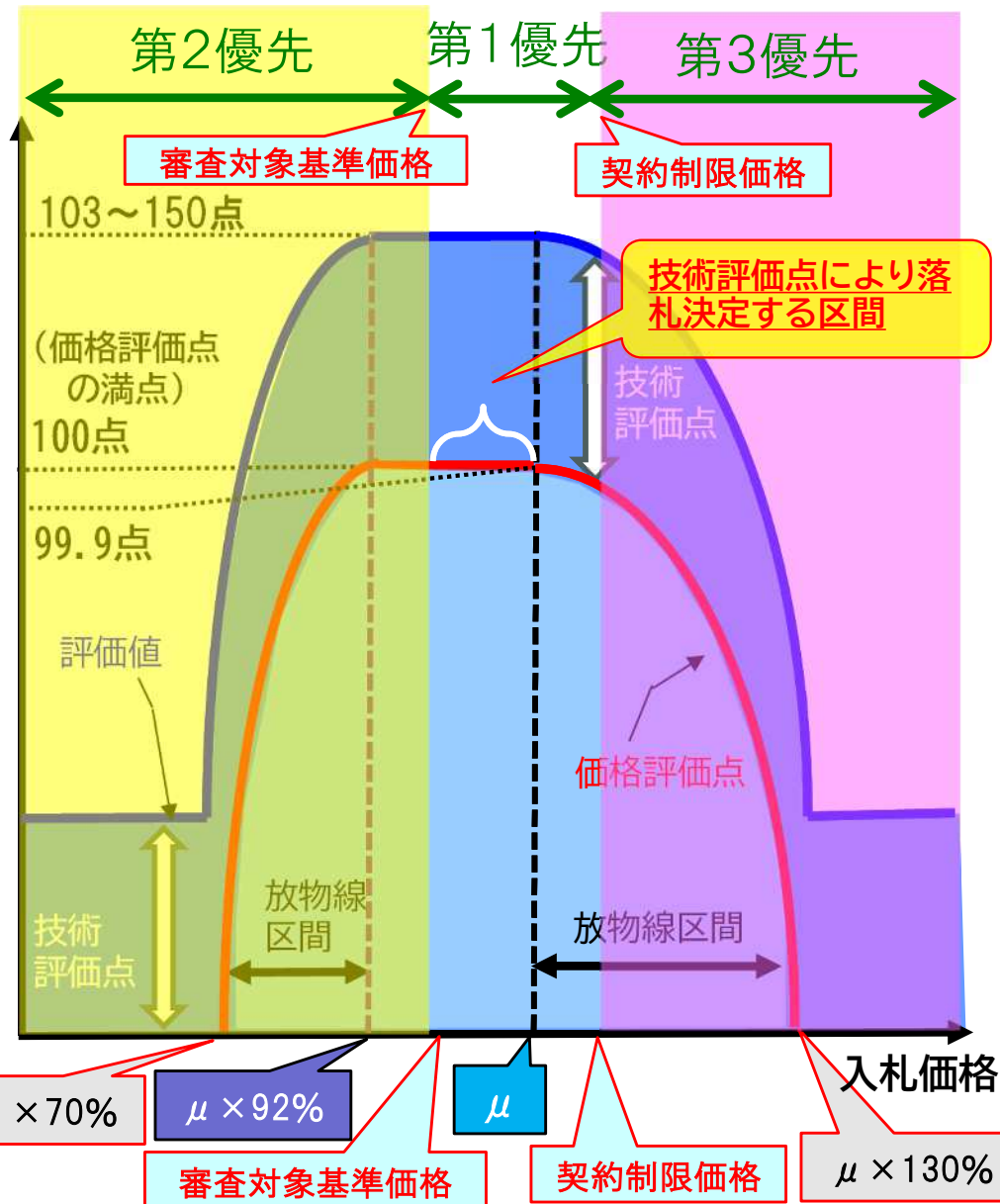
$$\text{評価点} = 0$$

注) μ の算定では、全入札者の平均入札価格の±30%の価格から超過する価格は算定の対象としない。

ただし、全入札者が±30%から超過する場合は算定の対象とする。

2. 価格評価点算定式の見直し

◆新たな価格評価点の計算式



入札価格の範囲を次のとおり定義

- ・ 審査対象基準価格以上から契約制限価格以下の範囲 ⇒ 第1優先区間
- ・ 審査対象基準価格未満の範囲 ⇒ 第2優先区間
- ・ 契約制限価格を超える範囲 ⇒ 第3優先区間

(審査対象基準価格以上から契約制限価格以下の範囲に入札者がいる場合)

✓ 第1優先区間に入札者がいる場合は、

第2、3優先区間の者の価格評価点は評価(算定)せず、第1優先区間の者のみ評価します。

(審査対象基準価格以上から契約制限価格以下の範囲に入札者がおらず、審査対象基準価格未満の範囲に入札者がいる場合)

✓ 第1優先区間に入札者がおらず、

第2優先区間に入札者がいる場合は、

1) 第3優先区間の者の価格評価点は評価(算定)せず、第2優先区間の者のみ評価します。この場合、低入札価格調査を実施します。当該調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、落札者としてします。

2) 低入札価格調査の結果、第2優先区間に落札者となるべき者がいない場合、第2優先区間の者に加え第3優先区間の者の価格評価点を評価(算定)します。第3優先区間の者を評価した場合、入札額の妥当性の確認を行う「協議合意方式」による手続きを行います。

(契約制限価格以下の範囲に入札者がいない場合)

✓ 第1、2優先区間に入札者がおらず、

第3優先区間に入札者がいる場合は、

第3優先区間の者の価格評価点を評価(算定)します。この場合、入札額の妥当性の確認を行う「協議合意方式」による手続きを行います。

3. その他

▶ 協議合意方式の適用について

本方式を適用する工事は、WTO対象の工事においても、協議合意方式を適用致します。

▶ 技術評価点について

本方式を適用する工事は、技術提案の評価方法を絶対評価から相対評価へ転換するとともに、入札参加者における技術提案の優位性が適切に反映されるよう評価方法の見直しを行います。

▶ 本方式の対象工事について

対象工事については、発注見通し公表一覧表において、「新総合評価落札方式試行対象」と記載いたします。

▶ アンケート調査へのご協力依頼について

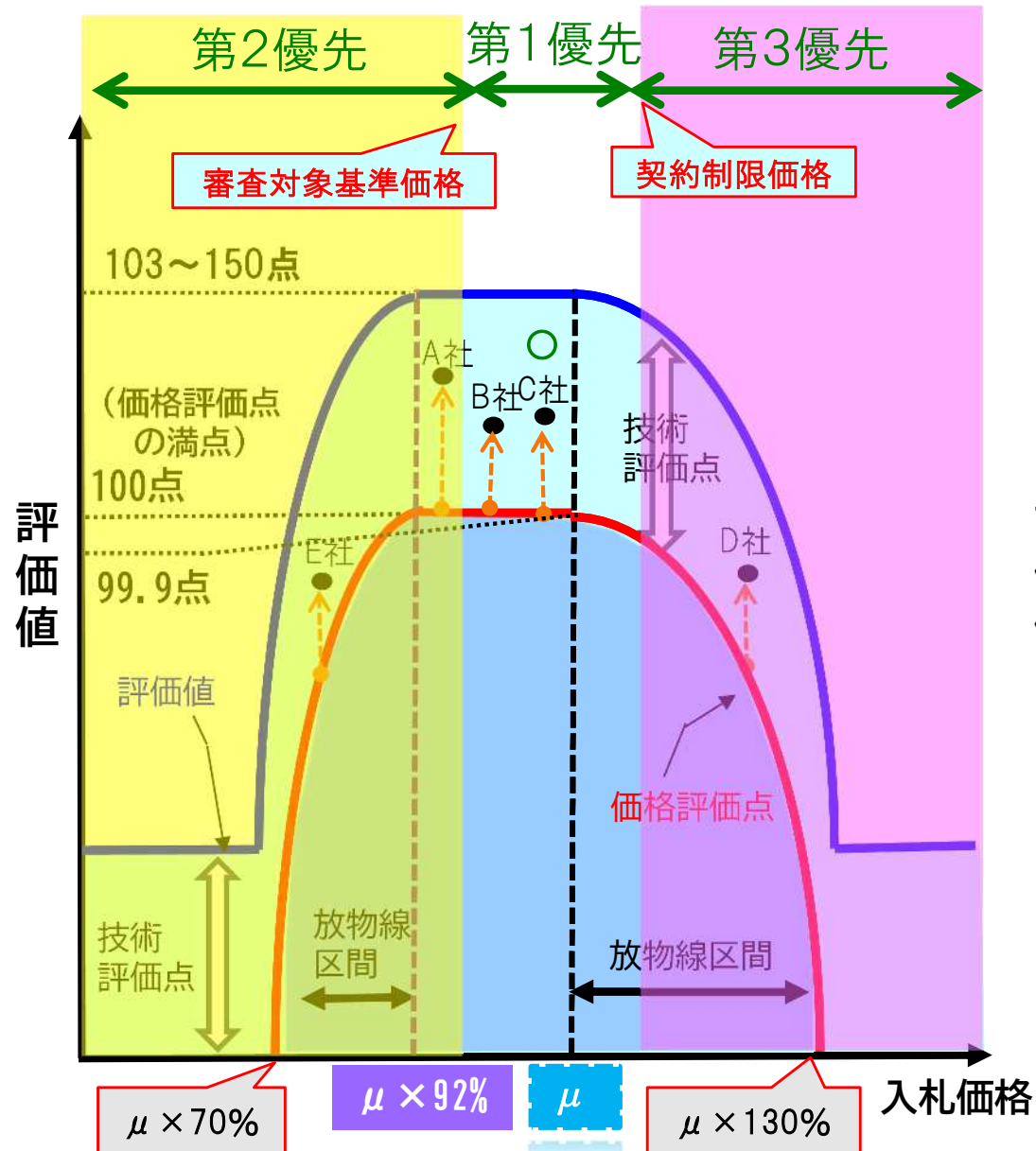
本方式を適用する工事の入札参加者の皆様には、本取組をより良いものとするために、入札手続き後にアンケート調査をご依頼させていただきます。



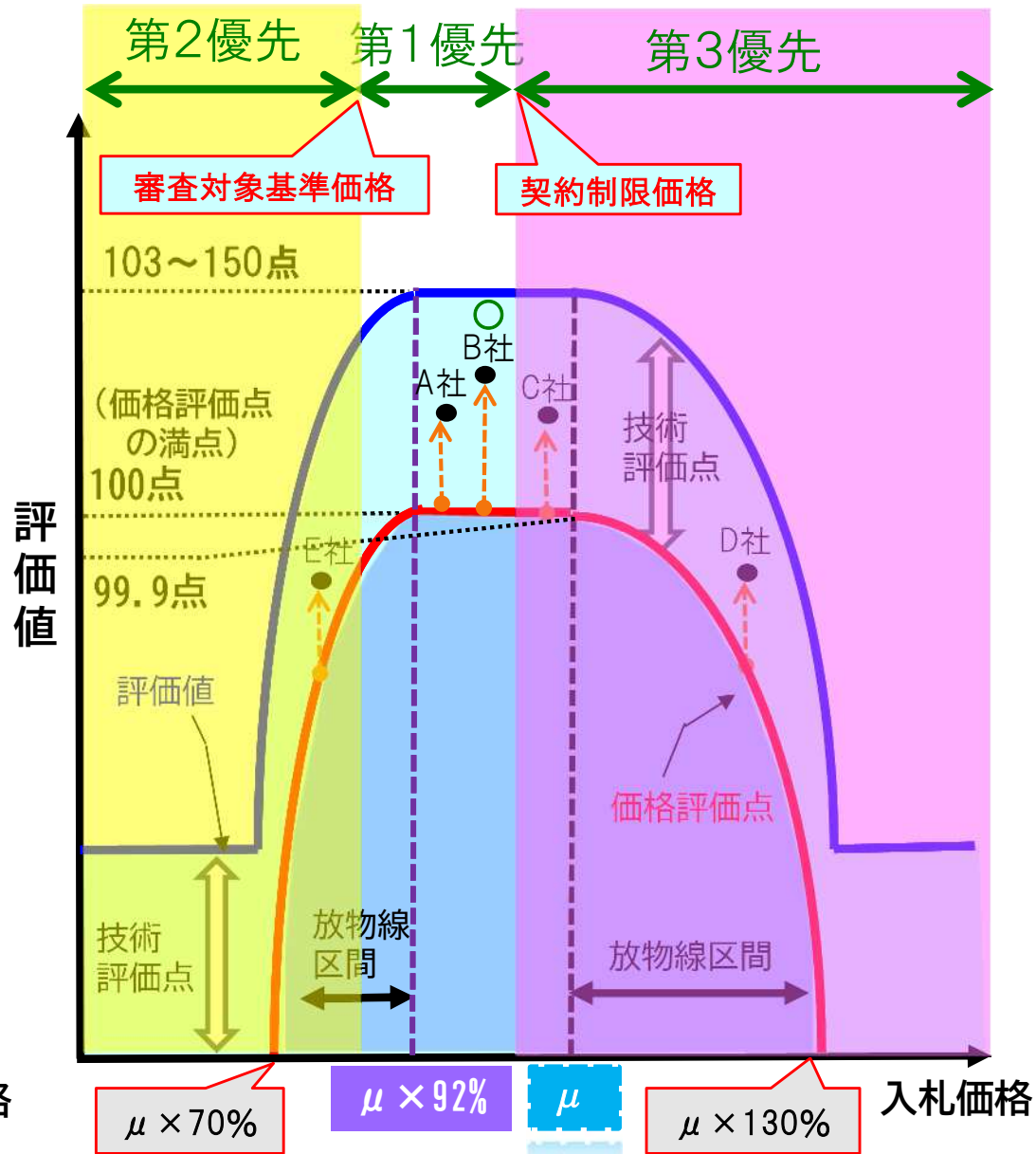
参考 落札者決定のイメージ

凡例
○：落札者(予定)

例① 入札者の平均 (μ) が契約制限価格より下の場合



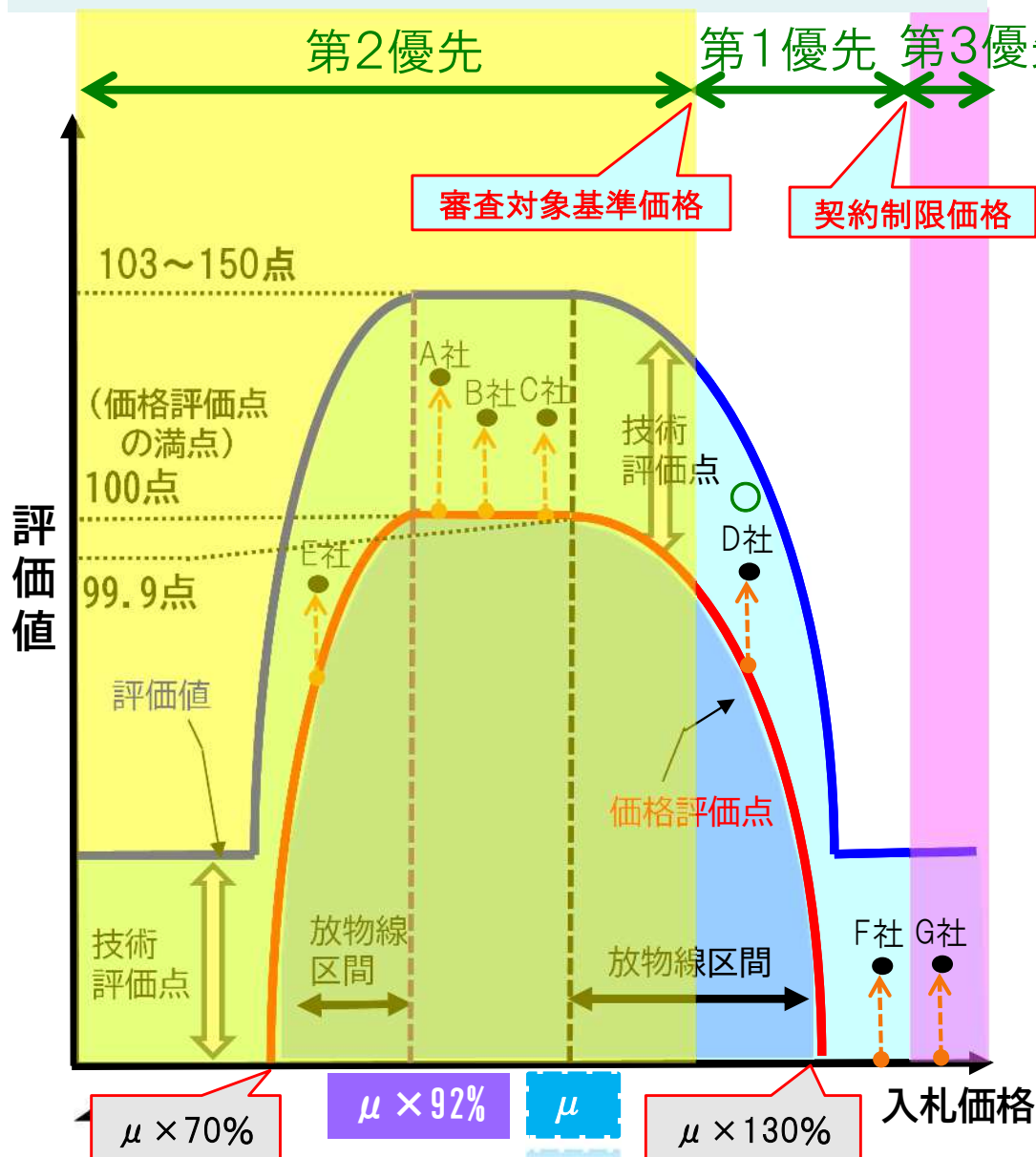
例② 入札者平均 (μ) が契約制限価格より上の場合



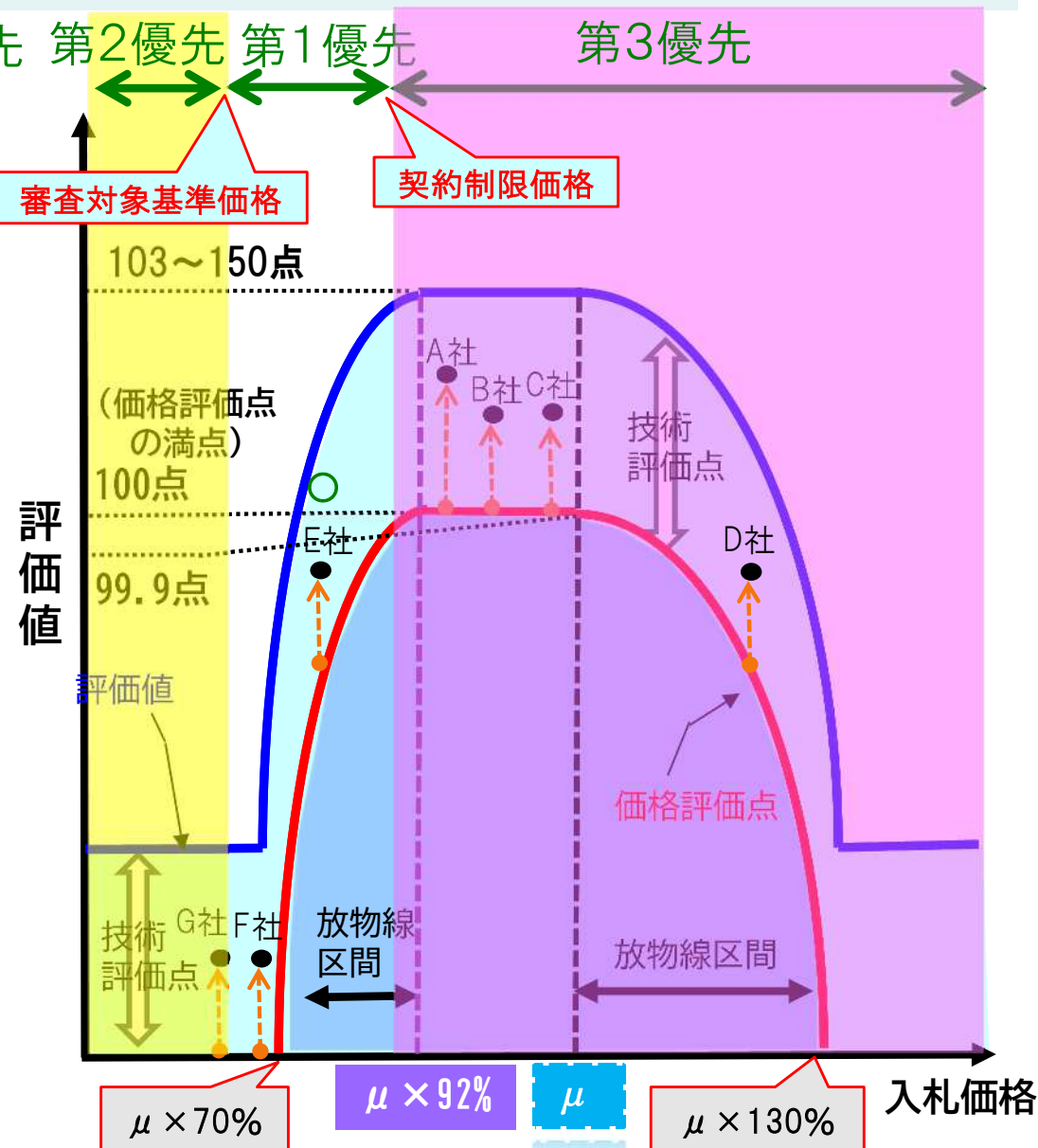
参考 落札者決定のイメージ

凡例
○: 落札者(予定)

例③ 入札者平均 (μ) が契約制限価格より
極端に下の場合



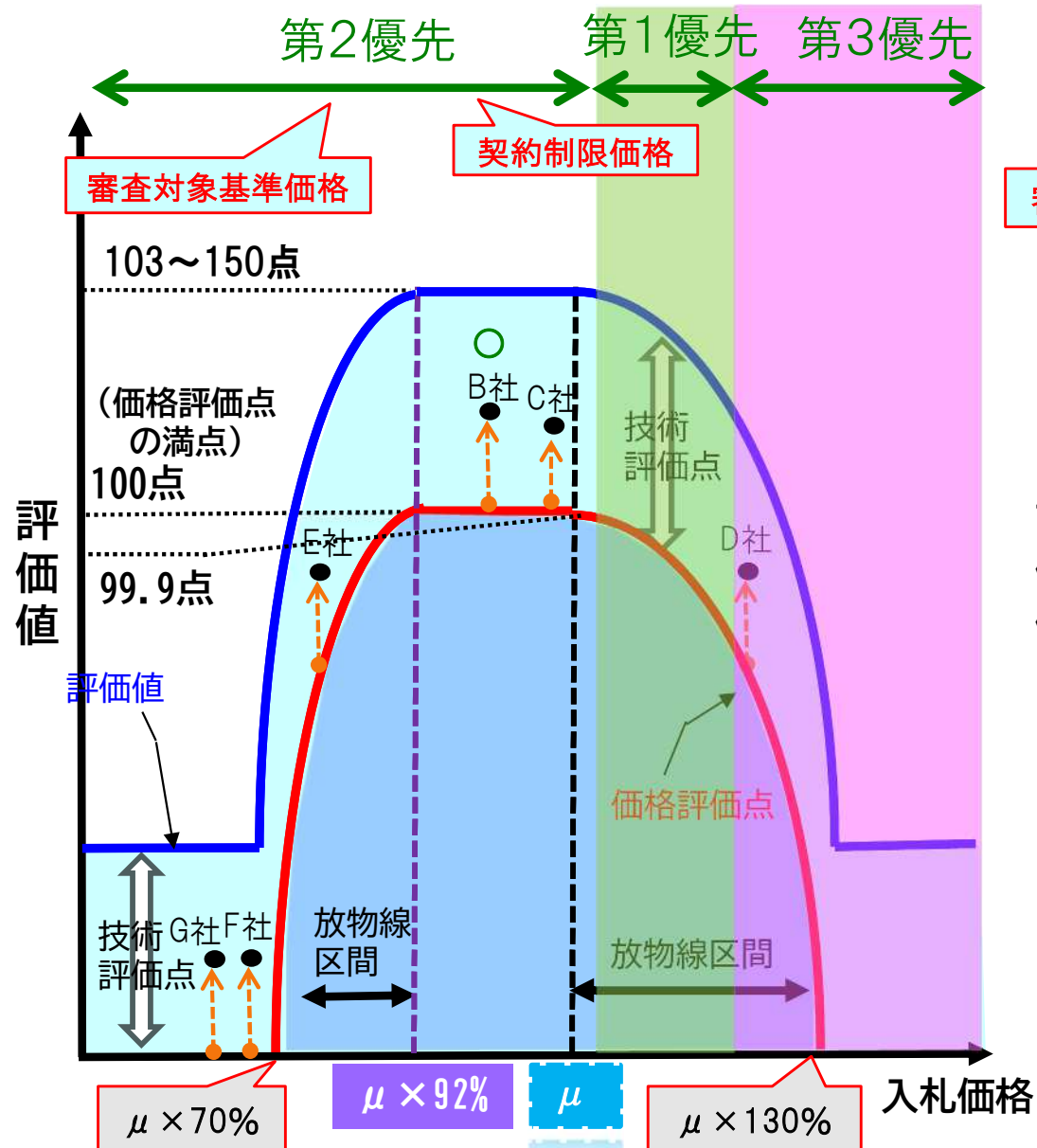
例④ 入札者の平均 (μ) が契約制限価格より
極端に上の場合



参考 落札者決定のイメージ

凡例
○：落札者(予定)

例⑤ 第1優先に入札者がいない場合



例⑥ 第1、第2優先に入札者がいない場合

